

浄水技術R & D プログラム実施要綱

(制定：平成 21 年 3 月 31 日局長決)

(最近改正：令和 7 年 3 月 26 日浄水統括担当部長決)

(目的等)

第1条 浄水技術全般における当面する課題から中長期的な検討課題についての調査研究を行う浄水技術R & D プログラム（以下、浄水技術R & D という。）の運営を安全、円滑かつ効率的に遂行していくための調査研究体制について定める。

(構成)

第2条 浄水技術R & D は、第3条に定める委員会及び第4条に定めるワーキンググループ（以下、WG という。）をもって組織する。

(委員会)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、浄水統括担当部長の職にあるものをもってあてる。
- 3 副委員長は、柴島浄水場長の職にあるものをもってあてる。
- 4 委員は、庭窪浄水場長、豊野浄水場長、設備保全センター所長、水質管理研究センター所長、水質調査研究担当課長の職にあるものをもってあてる。
- 5 副委員長及び委員は、各委員の所属におけるWGの調査研究計画（調査目的、調査方法（第8条第4項に定める実験計画を含む。）、目標設定、進捗管理工程等を定めた計画をいう。）の管理を行う。
- 6 委員会の役割は、各WGの調査研究計画の妥当性及び調査研究結果を評価する。
- 7 委員長は、委員会の招集、調査研究計画の調整、調査研究計画・中間報告・最終報告の指示及び承認をする。
- 8 前項の調査研究計画の承認にあたっては、実験・作業の実施体制及び第8条に定める安全管理について確認する。
- 9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合はその職務を代理する。
- 10 委員会の事務局は、柴島浄水場（技術調査）とする。

(WG)

第4条 委員会には、調査研究の円滑な進行を図るため、専門的に審議・調整するWGを設けるものとする。

- 2 WGのリーダー（以下、WG リーダーという。）は、委員長が定める。

- 3 WGは、WGリーダーが定める者をもって構成する。
- 4 WGリーダーは、WG会議の召集、運営、調査研究計画の進捗管理、WG間の調整、WG報告書のとりまとめ及び第8条に定める安全管理を行う。

(成果報告会)

第5条 WGにて行った調査研究は、年1回、成果報告会を開き報告する。

- 2 成果報告会の事務局は、柴島浄水場（技術調査）とする。

(連絡調整会議)

第6条 各WG間にまたがる調整等を目的として、必要に応じ、連絡調整会議を設けることができるものとする。

- 2 連絡調整会議は、事務局が調整者を兼ねるものとする。

(部門連絡調整会議)

第7条 各部門間（浄水技術、計画・設計部門、給配水部門）にまたがる調整等を目的として、部門連絡調整会議を設けることができるものとする。

- 2 部門連絡調整会議の事務局は、計画課とする。

(安全管理)

第8条 調査研究の実施に際しWGリーダーはプロジェクト安全管理者を定め、委員長へ報告する。

- 2 プロジェクト安全管理者は、調査研究の実施における安全を確保する。
- 3 前項の作業において労働災害が発生した場合、プロジェクト安全管理者は、関係事業所の統括安全衛生責任者の求めに応じ、関係事業所における安全衛生委員会に報告する等、必要となる対応を行う。
- 4 プロジェクト安全管理者は、第2項の安全確保において、日常業務に含まれない作業について、事前に危険予知活動を行い、その結果を反映した実験計画を作成する。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、浄水技術R&Dの運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。